

私有地以外の道路上の出店について（道路使用許可申請）

道路使用許可申請につきましては静岡県警に申請が必要です。

詳細は御殿場警察署 交通課 Tel0550-84-0110へお問合せください。

1. 道路使用に関する諸注意

- ①原則は私有地のみ出店可能ですが、駅通り、マイロード、宮前の一部のみ実行委員会として道路への出店を認めます。
* 警察署へ道路使用許可申請を申請して許可されないこともあります。
- ②歩道も道路に該当するため、私有地の境を確認し歩道にかかる場合は必ず道路使用許可を申請して下さい。
- ③他の業者と出店場所が重なることやその他トラブルを未然に防止するため、道路後ろもしくは出店前の土地所有者、店舗運営者、居住者に確認を取り、様式1の「8-2」に署名捺印をもらって下さい。
- ④その他、トラブルが発生した場合は当事者間で調整して頂きます。
- ⑤県道(けやきかん前)は静岡県沼津土木事務所より許可がおりないため、使用できません。
また今年度も、けやきかん前に歩行者天国本部と警備本部を設営します。

2. マイロード(イメージ図)



※道路後ろの土地所有者または店舗運営者、居住者に確認を取り、様式1の「8-2」に署名捺印をもらってください。

3. 駅通り(平成29年画像)



※出店前の土地所有者または、店舗運営者、居住者に確認を取り、様式1の「8-2」に署名捺印をもらってください。

※道路を背にして歩道上に出店して頂きます。

4. 手続き

- ①説明会に出席し、届出済証を受け取ってください。
- ②説明会に参加後、7月26日(金)までに警察署交通課へ行って申請書を書いてください。
提出書類: 出店場所が分かる地図、露店等配置図、届出済証(写)、印鑑、1申請につき印紙代 2,300円
- ③申請がおりて警察署から連絡があるため、道路使用許可書を平日の昼間の時間に、取りに行ってください。
- ④夏まつり歩行者天国当日に必ず道路使用許可書を持参し、警察署の巡回の際に提示してください。
- ⑤お問合せ先: 御殿場警察署 交通課規制係 Tel0550-84-0110